

発議案第1号

盛岡市議会委員会条例の一部を改正する条例について

標記について、会議規則第 13 条の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成 27 年 3 月 25 日

提出者	盛岡市議会議員	天	沼	久	純
賛成者	盛岡市議会議員	兼	平	孝	信
"	"	櫻	澤	裕	子
"	"	藤	田	由	蔵
"	"	菊	藤	政	隆
"	"	遠	橋	栄	幸
"	"	佐	部	重	一
"	"	高	子	伸	幸
"	"	神	村	春	也
"	"	庄	村	秀	治
"	"	藤	中	康	利
"	"	中	伊	祐	亨
"	"	伊	守	谷	子

盛岡市議会議長 金 沢 陽 介 様

盛岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

盛岡市議会委員会条例（昭和31年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第18条中「教育委員会の委員長」を「教育長」に、「基く」を「基づく」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、改正後の盛岡市議会委員会条例第18条の規定は適用せず、改正前の盛岡市議会委員会条例第18条の規定は、なおその効力を有する。

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の改正に伴い、委員会が審査又は調査の説明のため出席を求める者を教育委員会の委員長から教育長に改めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。